

令和5年11月28日(火)	資料3
第4回立川市国民健康保険運営協議会	

立国運第8号  
令和5年1月16日

立川市長 清水庄平様

立川市国民健康保険運営協議会  
会長 黒川重夫

### 立川市国民健康保険の保険料について(答申)

本協議会は、令和4年11月21日付立福保第3108号をもって諮問のあった事項について、慎重に審議し、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

#### 記

- 1 諮問事項 財政健全化計画及び保険料について
- 2 審議の経過

本協議会における保険料賦課の基本的な考え方は、「国民健康保険事業の持続可能で安定的な運営を行うために必要な措置として、毎年度発生する自然増(減)は当該年度に解消した上で、歳入不足を補う一般会計からの法定外繰入金については、財政健全化計画に基づき段階的に削減する」としているところである。

しかし、新型コロナウイルス感染症による経済や市民生活への深刻な影響が継続していることから、立川市の国民健康保険事業については、令和2年度から令和4年度までの3年間、保険料および賦課限度額を平成31年度水準に据え置いてきたところである。

この間、医療給付費の増加等により、法定外繰入金も大幅に増加し、保険料の引き上げを考慮せざるを得ない状況となったが、今般の物価高騰に伴う市民生活への影響を鑑み、令和5年度の保険料率については、前年度に引き続き据え置くこととした。

一方、賦課限度額については、国の定めた法定上限額から乖離も大きくなってきており、国は令和5年度もさらに引き上げる方針を示していることから、基礎賦課額を2万円引き上げることとした。

また、財政健全化計画については、国保財政の大幅な悪化に伴い、法定外繰入金の削減目標額の修正など計画の見直しが急務となっているが、令和5年度は保険料率を据え置くこととしたことを踏まえ、新たな計画の策定は、一般会計および国保会計の両面から財政課題の解決を図るという観点から、策定年度を次期行政経営計画と合わせることとした。

審議の中では、「物価高の影響を考えれば、保険料は据え置くべき。また、賦課限度額は、本来なら保険料とセットで上げるべきものだが、世情を鑑みて、やれること

からやっていくべき」、「財政健全化計画は、市民にわかりやすい、見える化した形で説明して欲しい」、「保険料は値下げすべきと考えるが、市で保険料の据え置きを考えていることには一定の評価をしたい」、「保険料の据え置きを前提に考えるべきではない。本来、引き上げるべきだが、物価高の諸所での事情を鑑みて、やむを得ないということ」、「医療を受ける受益者以外の税金を国保に充てるのは、国保以外の市民からは不公平であり、理解が得られるのか疑問」などの意見が出されたが、令和5年度の保険料については、保険料率は据え置き、賦課限度額は2万円の引き上げを行うこと、また、財政健全化計画については、次期計画の策定年度を次期行政経営計画と合わせることに賛成するとの意見が多数を占めた。

### 3 答申事項

#### 保険料について

(1) 令和5年度国民健康保険料率等は下表のとおりとする。

保険料 等	所得割率		均等割額		賦課限度額	
	現行	5年度	現行	5年度	現行	5年度
基礎賦課額 (医療給付費) 分	6.58/100	<u>現行と同率</u>	32,100円	<u>現行と同額</u>	610,000円	<u>630,000円</u>
後期高齢者支援 金等賦課額 分	2.24/100	<u>現行と同率</u>	11,700円	<u>現行と同額</u>	190,000円	<u>現行と同額</u>
介護納付金 賦課額 分	1.69/100	<u>現行と同率</u>	14,500円	<u>現行と同額</u>	160,000円	<u>現行と同額</u>

(2) 施行時期 令和5年4月1日

## 財政健全化計画について

(1) 財政健全化計画は次のとおりとする。

### ○次期財政健全化計画の考え方

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
(一般会計) 第2次行政経営計画	→							
(国保会計) 現在の財政健全化計画	→							
(一般会計) 第3次行政経営計画				→				
(国保会計) 次期財政健全化計画				→				

次期財政健全化計画は、第3次行政経営計画と開始年度を合わせ、一般会計の繰出金（歳出）と国保会計の法定外繰入金（歳入）の両面から検討し、赤字削減額および解消年度を決定する。

### ○令和5年度～令和7年度の保険料の考え方

現行の計画

(単位:円)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法定外繰入の削減予定額	82,263,000	82,263,000	82,262,000

- ・令和5年度 ⇒ 保険料率等の変更は行わず、賦課限度額のみ2万円の引き上げ
- ・令和6年度 ⇒ 現行の計画の令和6年度の削減予定額 82,263,000円を基準とし、複数の削減予定額、保険料改定案を提示したうえで、国保運営協議会にて審議
- ・令和7年度 ⇒ 次期財政健全化計画に基づき、令和7年度の削減予定額を基準とし、複数の削減予定額、保険料改定案を提示したうえで、国保運営協議会にて審議

## 4 主な意見

審議の中で、委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・次期財政健全化計画は、市民により良く理解していただいたうえで、国保の体制づくりを進めるべきである。
- ・物価高の状況もあり、令和5年度の保険料は据え置くべき。賦課限度額は他市との差をいずれ解消しなければならないことを考えれば、引き上げは致し方ない。

- ・賦課限度額は、据え置いた方が良い。財政健全化計画については、市民負担も考え、なるべく緩やかな計画を立てるべき。
- ・国立市と比較すると、立川市の均等割額はかなり高いと感じるが、赤字解消を考えると上げていかざるを得ない。医療費がアップする土日や夜間の受診を控える等、医療費を抑制する方法も国保加入者に提案してみてもどうか。
- ・令和5年度の保険料については、据え置きはやむを得ないが、今後もこのまま一般会計から繰り入れを続けることには反対。賦課限度額の引き上げは、被保険者にしっかりと説明し、理解を深めてもらうことが重要。
- ・保険料の据え置きについては、国保制度の維持という観点から、今後よく考えていくべき。後期高齢者医療制度を見ても、令和6年度からは確実に上げていかなければならない状況である。
- ・保険料の据え置きが複数年度続いている状況で、将来、物価高騰やコロナが収まった時に、保険料が急激に上がるということがあってはならない。保険料は少しずつ上げていくことが大切。
- ・病気の予防や、重症化防止対策の強化等、保健事業のさらなる工夫とともに、保険料収納率の向上に向けても、取り組みの強化を進めるべき。
- ・令和5年度の保険料の変更は行わず、賦課限度額のみ2万円の引き上げで良いと思う。ただし、令和6年度以降は、保険料の必要な部分は引き上げをすべき。
- ・医療費が増加する原因に、残薬という問題がある。たとえば、残薬カードのようなものを作って薬局に出すことで、残薬を調整する制度をつくるなど、市に具体的な方法を考えてもらいたい。
- ・医療費の増加に対しては、大きな病気になる前の予防や健診をもっと重要視していくべき。歯科健診を毎年やり、早めに措置をすることで、大きな病気を防げるので、ぜひ国保でもやって欲しい。
- ・残薬調整については、薬剤師の方からも積極的に患者に伝えているが、医者に申し訳ないので伝えないで欲しいという患者心理もあり、その対応への検討が必要。調剤での時間外加算については、市からの広報を工夫し、薬局の利用者に周知することで、医療費削減につながる。
- ・企業でも健康に非常に強く取り組んで努力している。市としても健康保持のための施策を提示し後押しをするとともに、予防にも力を入れて両輪でやっていくべき。
- ・医療費は年々増加傾向で、安定的な供給を行うには、それなりの財源が必要。医療費を抑えるには健康体でいなければならないので、健康づくりが重要である。
- ・保険料の据え置きには賛成しかねる。税から国保財源に入れるのは、国保以外の市民から十分な理解が得られているか疑問。財政健全化計画については、計画を後ろ倒しにせず、我々の世代で解消していく方法を取るべき。